

史料編纂事業への転回——久米事件と南北朝正閏問題——

千葉 功

マーガレット・メーブル氏はその著書*History and the State in Nineteenth-Century Japan*の中で、歴史家が国民国家形成に奉仕したドイツと違って、日本では「客観性」への逃避 (the retreat into 'objectivity') という特質がみられることを指摘している。⁽¹⁾ もちろん、この「逃避」は当初からのものでもなければ、いつべんになったものでもない。今回はこの特質が久米事件と南北朝正閏問題という二つの事件を経て定着する過程を追ってみたい。

一八九一(明治二四)年一〇〜一二月、『史学会雑誌』に連載された久米邦武「神道は祭天の古俗」に敬服した田口卯吉が、神道家に対して挑発的な序文・跋文を付したうえで、自ら経営する『史海』八卷(一八九二年一月二五日発行)へ一括掲載した。神道家・国家主義者が攻撃し、さらに宮内省・内務省・文部省へはたらきかけを行った結果、一八九二年三月四日、久米は帝国大学教授を非職となり、ついで同月三〇日に依願免官となった。「神道は祭天の古俗」論文を掲載した『史学会雑誌』『史海』も発売禁止処分となった。

ただし、久米が勤務していた帝国大学文科大学史誌編纂掛が廃止されるのは、それから約一年後のことである。それは、当時の文部大臣大木喬任・河野敏鎌や文部省が問題の久米を非職にすれば事件は落着くと考えていたからと推測される。

しかし、翌一八九三年三月六日に文部大臣に就任した井上毅はそうではなかった。三上参次いわく、井上は「国史・国文のことについては大変熱心」であり、また重野安繹ら史誌編纂掛の仕事ぶりについても「漢文でああいうものを書くよりも、従来の歴史に誤りがあるならば、それを正すだけのことをしたらよいじゃないか」と三上に語ったという。すなわち、重野らは「大日本編年史」の編纂よりも、もっぱら雑誌論文にばかりうつつをぬかしているとの反対者の注進を信じたわけである。⁽²⁾

ちなみに、大久保利謙氏がかつて三上本人から聞いたところによると、この反対者の中心は小中村清矩(和文学科教授)であり、彼が先鋒となつて文部省あたりに廃止運動をしたという。また、当の三上も国学派に同調して運動をしたように誤解されてひどく迷惑をしたという。⁽³⁾ 三上は国史科がまだない時代の和文学科に入学し、小中村清矩・栗田寛・内藤耻叟ら史誌編纂掛に否定的な教官たちの教えを受け、また彼自身が史誌編纂掛の編纂助手となつた後も、重野・久米・星野恒からすれば「異分子」的な存在だったのであり、そのようにかんぐられても別段おかしくはないだろう。⁽⁴⁾

さて、井上が伊藤博文首相へ一八九三年に送つたと推測される文章(皇典講究所関係者への講演ないし忠告のたぐいのもの)⁽⁵⁾によると、「国の歴史国語国文を教科の中の重きものにして国民の特性を養ふことが必

要」と考える井上にとって「漢文ははや死物」であり、現状の国史についても次のような不満を抱いていたという。

国史にして此頃大抵日本国史と云ふやうな標題で教科書が出来て居るのを初め一二枚あけて見ると帝室の御先祖は印度人たとか或は朝鮮と同種たとか、とんでもないことを書いてある。それ故余は修史局を打破つたのである。病根があそこにあると思うからである。こう云ふことは誠に国体に関する大事なことでこう云うやうな教科書は総べて余は勿ね退くる積りである。

井上は、同年三月二十九日に史誌編纂掛停止を閣議に請議する。その際、改革すべき理由として、①明治二（一八六九）年以降の修史事業を、水戸藩の「大日本史」を継ぐ「続大日本史」としたうえで、当初の目的と反して古文書の検探と事蹟の考証をもっぱらにしながら二〇年間その成績でみるべきものがない、②編纂の文体は漢文をもってしているが、一家の著述ならいざしらず、政府の編修として漢文を用いるのは「奇僻ノ嫌」があり「実用ノ道」ではないといった二点を挙げる。そして、帝国大学に属する修史事業をいったん停止するというものであった。ちなみに、この時点では再出発時の方針として、「織田豊臣以来維新以後ノ編纂」を目的とし、国文をもって史体とし、従来収集した史料は撰択類編して公けにするとともに、その異聞にわたるものは記録して「国史考異」とすべきだとしている。⁽⁶⁾

井上の請議にもとづき翌三月三〇日に閣議決定、四月七日に文部大臣から帝国大学総長（浜尾新）へ通達された。⁽⁷⁾ 四月一〇日、重野安繹は編纂委員長の、星野恒・田中義成は編纂委員の職を解かれ、星野・田中は史誌編纂掛残務取扱が命じられた。⁽⁸⁾

さて、井上が残した膨大な史料群である梧陰文庫には、修史事業に対する井上の方針がうかがえる井上自身作成の覚書がある。いつ作成され

たかはわからないが、次の八つの内容を簡条書きで記している。①六国史の後を継ぎ後醍醐天皇（のち修正して宇多天皇）から徳川氏にいたるまでの編年史編纂、②前項史料の完成、③維新後から明治二三年にいたるまでの編年史（のち修正して史稿）撰修。以上①②③の三つを修史局の三目的としている。さらに、④史体は（藩翰譜のような）国文を使用する、⑤史料収集は「蕪雜」を避ける、⑥維新後の史稿は採集を広くする、⑦旧修史局が新出史料で大日本史の誤りを正したようなことは編集事業とは関係ない、⑧地誌編纂はしばらく廃止する。

前述の史誌編纂掛停止の閣議請議にもみられるように、この覚書を最初に作成した時点では編年史編纂が放棄されていないことがわかる。それも、①にみられるように、当初は後醍醐天皇以後の歴史という修史館以来の「大日本編年史」編纂の方針を踏襲していたが、それを宇多天皇という六国史の後を継ぐものに修正している。この修正により、「大日本史」と重なる部分が「大日本編年史」よりもさらに拡大することになる。ただし、井上は推敲で①④⑥を削除、①③に？マークを付しており、編年史編纂自体が絶対的なものではなかったとも思われる。

教育史研究者で海後宗臣編『井上毅の教育政策』の当該分野を執筆した稲垣忠彦氏は、井上が修史事業から編年史の作成を除外し、史料の完成と維新後の史稿の撰修に特化するように構想を変化させたことを「転回」と位置づけ、その原因として井上の諮問に対する文科大学関係者の答申、特に外山正一文科大学長のそれに求めている。⁽⁹⁾ よって、以下、各答申の意見書をみていきたい。

井上は史誌編纂掛廃止を請議する一八九三年三月前後から、帝国大学文科大学関係者に諮問している。以下、地誌編纂事業の重要性を強調した四月付けの河田熊の意見書と、無署名の意見書を除いた各答申意見書を、立場によって大きく四つのグループに分けて、以下みていきたい。

①水戸学系

修史事業のこれからについて井上が真つ先に相談したのが、栗田寛であった。閣議請議前の三月二七日付けの栗田の井上宛て書翰⁽¹³⁾によると、井上は栗田を新史局の長官と擬していたようである。

栗田寛は天保六（一八三五）年生まれの当時数えて五九歳、最後の水戸学者と言つてよい人物で、和文学科時代には三上や高津敏三郎を教えたりした。いったん郷里の水戸に帰っていたが、前年の一八九二年一月、再び上京して、追放された久米の後任として文科大学教授となつて国史講座を担当していた。大森金五郎のち一九二七年に回想するところでは、栗田が招聘されたのは、当時の国史科ないし史誌編纂掛の学風を憂えた大木喬任文部大臣らが国史科の学風を穩健にしよつとしたため⁽¹⁴⁾だったからだという。

栗田はまず修史の眼目を掲げた御沙汰があることを希望するが、その大要として「第一ニ皇統国体ニ関スル処ヲ慎重シ、大義名分ヲ詳ニシ、事実ヲ直書シ、勸懲自ラ見ルト申処簡要ナリ」と、いかにも水戸学的な歴史書編纂を求め、「大日本史」を継いだ歴史書編纂を主張している。ただし、文体は、栗田自身は漢学者にもかかわらず、「今日時世ニモ適合可致」として国文体を推したうえで、徳川光圀のいうところの「仮名ノ紀伝」を達見としている。また新史局の長官として井上から打診されたことに対しては、俗務に慣れていないとして鄭重に断つたうえで、代わりに、「徳義文章一代ニ著シ候者」として、重野と並ぶ漢学の大家川田剛（甕江）を推薦している。新史局には編修長・編修官・編修掛を置き、編修掛として採用すべき人名として久米幹文・小中村義象・落合直文・萩野由之・増田于信・松本愛重・宮地厳夫・深江遠広・小宮山綏介・内藤耻叟の一〇人を挙げてゐる。これらの人々は、国学系と水

戸学系の連合軍であつた。⁽¹⁵⁾

ちなみに、七月七日付けの栗田の井上宛て書翰⁽¹⁶⁾からは、先日栗田が井上邸に参館したときのやりとりがうかがえる。それによると、星野恒が差出した見込書には史料編纂完成期限が八年となつていたが、井上は三年に縮めるよう発言したという。それに対して、栗田は三年では成功おほつかないので、五年と定められることを提案している。その際、編纂業務は他の本務との兼務囑託とせざるをえず、また「大日本史」に依拠できない室町時代以降の編纂が困難であることなどを縷々述べることで、「少しく時間を御緩め」するよう求めている。のち史料編纂事業再開の閣議請議案等で史料編纂期限が五年とされるが、この数字は井上と栗田とのやりとりから出て来たものと思われる。

また、青山勇（青山延光の長男である雷巖青山延年）は四月一九日付けの井上宛て書翰⁽¹⁷⁾で、同じ水戸学系の「友人」菅政友の書翰を転送している。菅は文政七（一八二四）年に水戸藩に生れたので、当時数えて七〇歳であつた。彰考館において「大日本史」志表の編纂に従い、幕府瓦解後もなく石上神宮祠官に就き、一八七七年以降は史局にあつて、このときは既に引退して郷里にあつた。⁽¹⁸⁾また、青山の書翰で興味深いのは、（かつて宮内省で「大政紀要」を編纂したように）修史局を宮内に移すことを検討していることであるが、それは学統を同じくする菅の書翰にもうかがわれる。四月一七日付けの菅の青山宛て書翰⁽¹⁹⁾によると、菅はこれまで力を尽くして集めてきた天下の珍籍・古文書が用もなさずに高閣に積まれてゐることを嘆きつつ、六国史では親王・大臣が編纂総裁であつた日本の伝統からいっても、再開されるべき史局をふたたび学校に置くことは不当であると訴えている。また、四月二一日付けの書翰⁽²⁰⁾では、史局を宮内に置くことの正当性をふたたび確認したうえで、「史料ハ歴史の基礎なり」という考えから史局に史料編纂局を設置するとも

に、同じく史局に設置する「記録局」にはこれまで史局が所有していた書籍を移管させることを提言している。

② 文科大学長外山正一

この水戸学系と、真逆とまではいえないにしても、かなり違った方針を唱えるのが、四月一日付けの文科大学長外山正一の意見書⁽²¹⁾である。

外山は嘉永元（一八四八）年生まれの数えて四六歳であった。外山の略伝を書いた三上によると、もともと西洋崇拜で和漢文を毛嫌いだした外山も、明治二〇（一八八八）年頃から日本の古書を渉獵し、歴史的研究に心を潜ませるようになった⁽²²⁾という。

外山は、いかなる理由にせよいったん史誌編纂事業が廃止された以上、さらに他に掛員を設けて国史編纂事業を続けることには弊害が多いという。というのは、人文が大いに發達して、私人で歴史を編纂しようとする者が多い時代において、国家自らが国史を編纂することは無要であるばかりか、かえって弊害が多い。なぜなら、国家が編纂する国史は公平を旨としなければならぬのに、その業にあたる者は肉体も情緒もある人間であって、どうしても「偏頗ノ褒貶」に陥ることを免れないからである。そして、このような弊害は国家の編纂による国史において最も大きくなるという。このように国家による国史編纂の「停止」ではなく「廃止」を主張する一方で、将来必ず継続すべきものとして史料編纂を位置づけた。ちなみに、その史料編纂事業を担当する機関として、従来のように事々しく掛員を設ける必要はなく、文科大学史学科・国史料のために「史学研究室」を設けて教授・助教授が助手数名を率いて事業にあたることを想定していた。これであれば、経費は年二五〇〇円内外ですむであらう。

③ 旧史誌編纂掛系

外山答申書には、四月二二日付けの星野恒の外山宛て意見書⁽²³⁾が別紙として添付されていた。外山の「史学研究室」方式は、星野案を採用したものと考えられる。星野は天保一〇（一八三九）年生まれの数えて五五歳、重野や久米とともに「大日本編年史」を編纂してきたが、久米事件で重野・久米が大学を去るなかで残った（残らされた）人物である。

星野は「国史ノ研究」は国体上・学術上必須であることを確認したうえで、史誌編纂掛以来の書籍（この場合、修史局が謄写したものや諸国採訪の文書を含む）や編纂書類を据え置き、文科大学教授・助教授若干名をもって組織する「国史研究所」の設立を提案、史料編纂によって国史研究の材料を供給することをその任としている。経費は年額二四三〇円、一〇年間の期限をもって史料編纂の完成を予定している。一方、編年史については「他日史料ノ粗整頓ニ就クヲ待チ、更ニ申請スルヲアルヘシ」としている⁽²⁴⁾。

また、四月付けの池田晃湖の意見書⁽²⁵⁾というのものもある。池田は弘化四（一八四七）年に松前藩士の長男として生まれ、当時数えて四七歳、一八七四年に太政官正院歴史課に出仕して以来修史事業に従事、史誌編纂掛が廃止されたときは書記であったが、意見書を提出したときどのような生活をしていたのかは不明である⁽²⁶⁾。

池田意見書は「我国史ハ未タ正確完全ノモノナシ」との認識から、将来編纂事業を再開するとして、その方針を改め、編年史編纂は廃止して史料編纂に特化することを謳っている。具体的には、全国古書採集の再開、史料・材料の副本作成、編纂経費の帝国議会への請求を求めている。

④ 国文学科系

学科としては国文学科（和文学科）とは別に国史料が設けられてから

日の浅いこの時期、国文学科系も答申している。四月二九日付けの高津楯三郎の意見書がそうである。高津は元治元（一八六四）年生まれの数えで三〇歳であり、三上の一歳上で、和文学科時代は三上と同期であった。当時、第一高等学校で国史と国文を担当しており、また文科大学国文学科（和文学科が一八八八年に改称）の講師でもあった（この直後の九月に助教に任ぜられる²⁸）。

高津の意見書は、「国史取調所」を新設して博く国史に関する材料を収集して、「完全ナル国史編修」の用に供することを主張する。高津は国史の取り調べは国家的事業でなければならないというが、その事業は材料収集にとどめて、「国史ノ大成」は一人にまかせるべきだという。「国史取調所」は帝国大学内に設置して史誌編纂掛の収集した史料や編成した稿本を引き継ぎ、職員としては文科大学長が兼務する委員長、文科大学国史科・史学科等の職員が兼務する委員などを置くことを高津は考えていた。

ちなみに、高津と和文学科同期の三上（当時、女子高等師範学校教授で文科大学助教を兼任、文科大学では史学の授業を担当していた。この直後の九月に文科大学助教専任となる）も、高津と同様の考えを抱いていた。三上は重野ら史誌編纂掛の仕事ぶりに批判的で、漢文の編年史は中止してもよいが、修史館以来集めてきた史料数千冊は何とか活かしたいと考えていた。もちろん、個人の力では無理なので、国家事業としてやるべきであると、外山文科大学長や浜尾総長にしばしば建議した結果、「これはよほど強く響いた」という²⁹。

以上、四つのグループにわけてみてきたように、歴史書編纂に関して、水戸学的な歴史編纂（①のグループ）から国家による歴史書編纂の中止（②）にいたるまで方針に幅があるなかで、修史部局が従来採訪・

収集してきた大量の古文書類に関しては①④とも、史局なり「史学研究室」なり「国史研究室」なり「国史取調所」なりを設置して活用しようとしていた点では一致していたといえよう。

さて、文科大学関係者の意見聴取からほぼ一年経った一八九四年六月以降、井上は史料編纂掛再興のための閣議請議案の検討に入る。現在、梧陰文庫に残されている案は四案存在する。これは、内容からいって、大きく第一案と第二・四案とにわかれる。

いわゆる「第一案」³⁰だけは日付の記載があり、一八九四年六月二〇日となっている。この第一案では「国史ヲ完成スルノ挙ハ国家ノ要務ニ属スル」ことを確認したうえで、あらためて帝国大学における修史事業を継続するというものであった。史体は国文、対象範囲は「織田豊臣以降今日ニ至ルマテ」、経費は五〇〇〇円以内となっていた。

この第一案は井上自身により加筆・修正が行われているが、それではいままでの修史事業で多くの「資料」が蓄積されたことを強調する文言が加筆されていた。おそらく、同年七月付けで、栗田寛・星野恒・三上参次の連名で作成・提出された「史料修正ノ予算」³²という調査報告書に影響されたものと思われる。この報告書は、旧修史局以来編纂してきた編年史料が修史と研学の両方において必須の好材料であることから、これを修正のうえ公刊する費用を見積もっており、年一万二九〇〇円、史料完成期限をおおよそ五年としていた。報告書は史料編纂のメリットを述べるだけでなく、「美譽ヲ宇内万国ニ延クハ必然」と強調していた。

それがいわゆる「第二案」³³になると、「先ツ専ラ史料ノ蒐集編纂ニ当ラシメ」と「先ツ」を挿入することによって、五カ年という想定期間内に史料の収集・編纂を行い、史料整備の後に「完全ナル国史」の編纂を行うという二段構えとなった。

請議案における方針の「転回」は、井上の覚書における方針の変化と

併行するものと稲垣忠彦氏はいう。ただし、稲垣氏は「転回」の原因を文科大学関係者の井上宛て答申のなかでも特に外山意見書に帰しているが、一年以上経つてから同意見書が井上に影響を与えた理由はよくわからない（メールさんも二四五頁の注115で同様の疑問を呈されている）。

稲垣氏のいうように、井上が外山意見書に影響されて史料編纂事業に特化するようになったと考えるよりも、むしろ井上宛て答申の①④のグループに共通し（さらには井上文部大臣や、史誌編纂掛から排除された重野や久米とも一致したうえで）、歴史書編纂までふみこむにしてもその前提となり、それも五年といった短期間で完成することが期待される史料の編纂・活用を「先ず」行い、その先の歴史書編纂に関しては史料編纂の完成をまって改めて命じることだったのでないだろうか⁽³⁴⁾。井上の閣議請議段階では、歴史書編纂は排除されてはいない。つまり、歴史書編纂から史料編纂への「転回」は閣議決定という上からの一方的な命令によるものではなく、その後の史料編纂のなしくずしの無期限長期化によるものと思われるのである。

さて、その後、第二案に予算額や語句の修正がほどこされた「第三案」・「第四案」⁽³⁵⁾が作成される。第二～四案がいつ作成されたか不明であるが、第一案が一八九四年六月二〇日のものであり、また井上は同年八月二十九日に（病気のため）文部大臣を辞任しているので、その間のものであろう。

井上の辞任後は、芳川顕正司法大臣が短期間臨時兼任したあと、一月三日付けで西園寺公望が文部大臣に就任する。この前後に文部省は史料編纂費用（年一万二九〇〇円を向こう五年間支出）を来年度予算案に盛り込んだ。翌一八九五年一月二・一九日における衆議院予算委員会の審議では、当時衆議院で建議案が出されていた史談会への補助問題と交錯しながら議論されたが、結局、原案通り可決した⁽³⁷⁾。予算措置の裏付

けがとれたので、四月一日に史料編纂掛としての再開を閣議決定した。ちなみに、井上はその前月の三月一三日に没している⁽³⁸⁾。

かつて修史館時代に「大日本編年史」編修を主張する重野と、しばらく史料編纂のみ行い、「大日本編年史」編修は他日に譲ることを主張する川田剛との反目において重野側に与した久米は、あくまで「史料は編修のために作る」もので、歴史書編纂抜きは史料収集は無意味と考えていた。よって、一八九五年の（結果として）史料編纂に特化したうえで⁽³⁹⁾の復活を「川田の非編修説に退歩」したものと、痛烈に批判することになる。

四月一七日には史料編纂掛の掛員規約と執務通則が決定された⁽⁴⁰⁾。掛員規約第一は「各自歴史上ノ論説考証等ヲ公ニスルカ為メニ、本掛史料編纂事業ニ対シテ世上ノ物議ヲ招クカ如キ嫌アルモノハ嚴ニ之ヲ避クヘシ」という有名な規定であり、以下、論説考証の起稿のため編纂事業を妨げてはいけない（第二）、掛中の材料は一切他に漏洩することはできない（第三）、当分は大学部内で出版されている学術雑誌と皇典講究所講演の他には歴史上の論説考証を掲げたり著述を公けにすることはできない（第四）となっていた。久米事件の再来を警戒していたことは明らかである。この掛員規約は、一九〇〇年四月九日制定の文科大学史料編纂掛掛員規約においても、基本的に継承される⁽⁴¹⁾。

ただし、盲点ではあるが、教科用図書調査委員など政府系委員はこの規約の範疇外であった。久米事件の際、久米を執拗に攻撃した岩下方平は、「将来の国民を鑄造する所の模型」である教科書編纂に修史編纂委員が従事することへ警告を発していた⁽⁴²⁾。そして、実際に、三上が教科書調査委員であったことから、南北朝正閏問題が起きることになる。

さて、再開後の史料編纂事業は一八九五～九九年の五カ年継続事業であった。そのため、期限満了が間近に迫った一八九八年になると、こ

れをどうするのかをめぐって動きが生じることになる。

「田中義成日記」二月一五日条によると、史料編纂掛に重野安繹がやって来て、「編年史稿修正ノ談」があった。おそらく重野は、かつて自分たちが心血をそそいだ「大日本編年史」の稿本を修正のうえ活用することを提案したのであろう。それに対し、星野は、それは容易ではないと答えたという。⁽⁴³⁾案の定、五月一日の文科大学教授会に星野が編年史稿修正の建議案（三上によると、中止されている編年史を星野一人に下げ渡してもらって、修正して出版するという計画）⁽⁴⁴⁾を評議に付したところ、坪井九馬三・上田萬年^{かすじ}からは文科大学内の史料編纂事業との矛盾を指摘され、三上からは建議事項の不十分を指摘され、さらに総長（菊池大麓）から注意されたこともあって、建議案は不成立に終わった。⁽⁴⁵⁾

かたや、帝国大学文科大学内における史料編纂事業については、四月七日の会議（文科大学教授会と思われる）において、五年の期限を延長しないことに決定した。そして、星野・三上・田中は史料編纂期限後の計画ならびに予算について話し合った。三上によると、「史料編纂掛の事業をまずこれより五カ年ということにしていったん集成増補は止めて、その五年の済んだ後は出版という名義にして、そうして更にやや豊かなる経費を請求するということ」を総長や坪井と話し合った。この出版を思いついたのは自分であると三上は回想のなかで自賛する。ただし、『大日本編年史料』を四〇〇冊、『大日本古文書』を二〇〇冊刊行するとして五年ではとてもいかぬということ、一五年の臨時継続事業ということで申し出たという。⁽⁴⁶⁾一月一日には、三上は助員たちを集めて、過去四年間における史料成績とあと一年間に編纂すべき分量とを比較して、「非常ノ勉強ヲ以テ成功ヲ望ム事」、ならびに一九〇〇年から既成史料を印刷に付すことを演説した。⁽⁴⁸⁾同じころに作成された編年史料・古文書の出版計画書によると、一五年継続事業として年一万八〇一一円（第

一案）ないし二万八九一八円（第二案）を支出するというものであった。⁽⁴⁹⁾この一五年継続事業費は一九〇〇年度予算案にもりこまれることになった。予算案説明書⁽⁵⁰⁾によると、新出史料が予想外に多く、用紙料や傭人料が高騰しているところから、史料編纂事業も意のごとく進まなかったとして、期限を延長して一五年継続事業にするという。また、説明書の参考書⁽⁵¹⁾によると、後一条天皇の万寿二（一一二五）年以前は埴史料があるので、第一期の五年でとにかく、後一条天皇以降の各時代を「綜貫」するつもりだという。

さいわい文部省の賛成は得ることができたが、問題は衆議院の方であった。三上と田中義成は衆議院の主なる人として田口卯吉と島田三郎への説得工作を行い、快諾を得たという。⁽⁵²⁾一八九九年一月一日の衆議院予算委員会における政府委員（上田萬年）の説明によると、史料編纂事業の継続と史料・古文書の出版という二つの事業をもって進むという。結局、予算案が帝国議会を通過したこと、一九〇〇年三月三十一日、樺山資紀文部大臣は東京帝国大学に対して、「修正及出版ノ功ヲ完ウ」するための史料編纂事業の一五年延長を下達した。⁽⁵⁴⁾

そして、『大日本編年史料』を『大日本史料』に名称変更のうえ、一九〇一年二月には『大日本史料』六編之一（後醍醐天皇元弘三年五月～建武元年一〇月～建武新政の開始）が、四月には『大日本史料』一二編之一（後陽成天皇慶長八年二月～慶長九年二月～江戸幕府の開始）が、七月には『大日本古文書』巻之一（大宝二年一月～天平六年二月、正倉院文書）が刊行され、以後刊行が続いていくことになる。

さらに、史料編纂掛は一九〇五年度予算案で、新出史料の急増を理由として経常費事業とすることを望み、その結果、一九〇五年三月二八日に史料編纂官官制が制定されて、編纂員の身分が安定化した。⁽⁵⁶⁾部長には星野・三上・田中が、そのうちの事務主任には三上が任命された。ちな

みに、三上によると、当初は史料編纂の再興を相談していた栗田・星野・三上の三人が時代毎で分担する計画であったところ、栗田が老齢ということと辞退したため、結局、栗田担当分を田中義成・小中村義象（小中村清矩の弟子で養子）が分担することでおさまったという。⁵⁷⁾

さて、三上によると『大日本史料』における南北朝時代の記載が問題になったのは、早くも一九〇〇年のことだったという。⁵⁸⁾

『大日本史料』六編之三には、延元元（一三三六）年一月に後醍醐天皇が神器を光明天皇に伝えたことと、同年二月後醍醐天皇が神器を奉じて吉野に潜幸したことを掲載することとなった。この二事件は従来より皇統の正閏を論じる根拠となっていたが、「サレドモ当時ノ御事情ト神器ノ真偽トハ如何ニモセヨ、形式ヲ具ヘテ神器ヲ授受アラセラレタル以上ハ正閏ヲ論ズルノ限ニアラズ」として、『大日本史料』では「事実ノ示ス所ニ従」つて光明天皇の即位と南北朝の並立を認めることを一九〇三年二月に議定、これは文科大学長（井上哲次郎・総長（山川健次郎）の承認を得たものであった。ちなみに、南朝を前にして北朝を後にしたのも、「褒貶」の意味があるからではなく、普通「南北朝」と称することから南朝を先にしたにすぎなかったという。⁵⁹⁾

しかしながら、史料編纂掛のような歴史に対する学術的な態度は、当時の日本社会においては少数派で、依然として「太平記」ないしそれに依拠した「大日本史」の影響を受けた南朝正統論の方が世間では圧倒的多数であった。それに対して、喜田貞吉（文部編修）は官の権威をもって歴史学の成果を歴史教育にまで波及させようとしたが、それが一九一〇年の年末から社会・政治問題化する。南北朝正閏問題である。

その際、三上は教科用図書調査委員として、喜田と立場を同じくしていた。喜田・三上とも、圧倒的少数派の南北朝並立論である。喜田への人身攻撃ないし脅迫が強まるなかで、三上も巻き込まれ、「賊魁」とし

て家を焼くとか、途中で要撃するとかいった脅迫状が舞い込んだ。以後三上は、大学の授業で南北朝の授業をするときは、声が洩れることを用心して学生に窓を閉めろといったという。⁶⁰⁾

かたや、写字生から帝国大学教授までのぼりつめ、依然として史料編纂掛で編纂業務を担当していた田中義成は、学説の自由という観点から、事件後も大学の講義題目を「南北朝時代史」としていた。しかし、その田中も、上田萬年（文科大学長）の要請を入れて講義題目を「吉野朝時代」に改めざるをえなかった。⁶¹⁾三上によると、田中は守る所の堅い人ではあるが、円満な人でもあって、強いて人にさからうようなことはない人だったため、「まあどうでもいい」と改めたという。⁶²⁾ただし、田中は一般向けの学術書である『国史の片影』では、依然として「南北朝」という表記を行っている。⁶³⁾

一方、東京帝国大学史料編纂掛では、依然として南北朝並立主義を堅持していた。確かに、翌一九一二年、文部省が南朝を正統と決定しながら、同じ政府の一部である大学が両朝並立の形式をとるのは穏当でないとして、帝国大学総長（浜尾新）と文科大学長（上田萬年）が『大日本史料』の形式に関し史料編纂掛の意見を徴した。それに対する史料編纂掛の意見は「史料ナルモノハ、当時ノ材料ヲ排列シ、当時ノ情態ヲ露呈スルヲ以テ目的トシ、其間ニ些ノ私見ヲ加フルヲ容サズ」という「史料本質主義」を堅持せざるをえないとする。もちろん、南朝正統に対して決して異議あるわけではなく、「一般ノ歴史」としては南朝正統の形式を遵奉せざるをえないが、「独り大日本史料ハ、史料トシテノ本質ヲ把持シ、正閏等批判以外ニ超越シ、一般ノ歴史ト混同スルヲ許サズ」という。⁶⁴⁾

以上見てきたように、喜田貞吉の行った、官の権威をもって歴史学の成果を歴史教育にまで反映させる途は南北朝正閏問題で否定されたた

め、史料編纂掛における編纂事業は「一般ノ歴史」との峻別をもって南北朝並立の立場にとじこめるようになるのである。

最後に、史誌編纂事業から排除された久米と南北朝正閏問題とのかわりを見て、終わりとしたい。帝国大学と史誌編纂掛から離れた久米は、以後、自由な立場を謳歌した。南北朝正閏問題に際しても、久米は少数の南北朝並立論の立場に立ち、新聞に長文の論説を寄稿し、また新聞談話では「遺憾ながら当時の日本には天に二日あった」と、南朝正統論者の猛烈な反発を買おうような発言をざくばらん⁽⁶⁵⁾に言い放つたりする。久米自身は久米事件によって帝国大学を出たことで「瘡境⁽⁶⁶⁾」から「肥境」へ移った⁽⁶⁶⁾というが、三上・田中と久米との対照的な立ち位置をみると、近代日本における修史事業の境遇を想わざるをえない。

注

- (1) Margaret Mehl, *History and the State in Nineteenth-Century Japan* (London: MacMillan Press Ltd. New York: St. Martin's Press, Inc. 1998). マーガレット・メール著／千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家 一九世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問』(東京大学出版会、二〇一七年)。
- (2) 三上参次『明治時代の歴史学界 三上参次懐旧談』(吉川弘文館、一九九一年、以下『三上懐旧談』と略記) 五三、五九頁。
- (3) 大久保利謙『日本近代史学の成立』(吉川弘文館、一九八八年) 五一頁。
- (4) 『三上懐旧談』四五、五九、六〇頁。
- (5) 一八九三年付伊藤博文宛井上毅書翰、『伊藤博文関係文書』一卷(塙書房、一九七三年) 四五八、四五九頁。
- (6) 『公文類聚』一七編卷三二(国立公文書館所蔵)。東京大学史料編纂所編刊『史料編纂所史料集』(二〇〇一年) 一八九、一九〇頁。海後宗臣編『井上毅の教育政策』(東京大学出版会、一九六八年) 一〇二、

一〇三頁。ちなみに、のち一九〇〇年度予算案に付された関係書類の中で、史料編纂掛自身は史誌編纂掛停止の理由として、①史料編纂は国家事業としなくてはならないが、史書の編述にはもはや国家の力を必要としないから、②今日の時節では国史の編修には国文をもってしなくてはならないからの二つが主なる理由と「聞く」という(『史料編纂所史料集』四一頁。「史料編纂始末」一七(東京大学史料編纂所所蔵)にも同様の「停止ノ理由」が掲げられている)。当の史料編纂掛には停止理由が正確には伝わっておらず、停止の閣議請議書で理由に挙げられていた点に加えて、後述する外山正一ら井上毅文部大臣宛て意見書での理由づけも真の理由として受け取られていたと推測される。

- (7) 『井上毅の教育政策』一〇三六頁。
- (8) 『史料編纂始末』一七。
- (9) 「修史事業ニ関スル覚書」(梧蔭文庫) B-131-1。井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』五卷(国学院大学図書館、一九七五年) 七五八頁。『史料編纂所史料集』一九三、一九四頁。
- (10) 『井上毅の教育政策』一〇二六、二九頁。
- (11) 「地誌編纂ニ関スル意見」(梧蔭文庫) B-131-18。『井上毅伝 史料篇』五卷一〇六頁。この意見書では、従来地誌編纂に従事してきた河田らしく、廃止された地誌編纂事務に限定して、それが国家に欠くべからざる「要典」であるとの大義名分から、編纂業務再設に備えて「地誌編纂方法大略」を提出している。
- (12) 「史誌編纂ニ就キテノ意見」(梧蔭文庫) B-131-21。この意見書は、医科大学・理科大学には各専門学科の研究室があるように、文科大学国史科にも新たに研究室を開いたうえで、これに史料完成を命じることを求めている。その後理想される国史編纂にはそもそも言及していない。
- (13) 「修史事業ニ関スル意見」(梧蔭文庫) B-131-22。『井上毅伝 史料篇』五卷一二〇、一二二頁。田中彰・宮地正人校注『歴史認識』(岩波書店、一九九一年) 四七八、四八〇頁。
- (14) 照沼好文『栗田寛の研究 その生涯と歴史学』(錦正社、一九七四

- 年) 一一三頁。
- (15) メール氏は「主として国学者であり」とされている(メール『歴史と国家』一七二頁)。
- (16) 「修史事業二関スル意見」(「梧蔭文庫」B―三二一―三)。「井上毅伝史料篇」五卷一二二―一二三頁。抄が『史料編纂所史料集』一九三頁。この書翰は宛所を欠いているが、「井上文部大臣殿御親展 栗田寛」と記した封筒が存在することから、『井上毅伝』は井上宛てのものと推定している。
- (17) 「修史事業二関スル意見」(「梧蔭文庫」B―三二一―四)。「井上毅伝史料篇」五卷一頁。
- (18) 秋元信英「明治二十六年四月における新史局の帝室設置案」『国史学』九九号(一九七六年) 三七頁。
- (19) 「修史事業二関スル意見」(「梧蔭文庫」B―三二一―五)。「井上毅伝史料篇」五卷二―三頁。
- (20) 「修史事業二関スル意見」(「梧蔭文庫」B―三二一―六)。「井上毅伝史料篇」五卷三―五頁。
- (21) 「修史及史料事業二関スル意見」(「梧蔭文庫」B―三二二―二)。「史料編纂所史料集」一九一―一九三頁。「井上毅の教育政策」一〇二七―一〇二九頁。
- (22) 三上参次『外山正一小伝』(復刻…大空社、一九八七年) 三三、五九頁。
- (23) 「史料事業二関スル星野教授ノ意見」(「梧蔭文庫」B―三二二―四)。抄が『史料編纂所史料集』一九〇―一九一頁。
- (24) 「井上毅の教育政策」一〇二九頁。
- (25) 「修史事業ニ付鄙見」(「梧蔭文庫」B―三二二―三)。
- (26) 新藤透「松前藩出身の歴史学者池田晃淵書誌―経歴と事跡―」『図書館情報メディア研究』一卷二号(二〇〇三年)。
- (27) 「国史編纂二就キテノ意見」(「梧蔭文庫」B―三二二―九)。
- (28) この翌年に高津は、シカゴ万博で配布するため、三上や磯田良と日本史の教科書(『にはんれきし教科書』上中下、大日本図書株式会社、一八九四年)を作成して、重野・星野の校閲をえることになる。
- (29) 「三上懐旧談」五三、五九頁。
- (30) 「帝国大学修史事業継続二関スル請議」(「梧蔭文庫」B―三二一―〇)。「史料編纂所史料集」一九四頁。「井上毅の教育政策」一〇三〇―一〇三一頁。
- (31) 三上によると、同年七月三日、栗田・星野・三上の三人が栗田邸で史料編纂の再興を相談したのが最初だという(『三上懐旧談』七三頁)。
- (32) 「史料修正ノ予算」(「梧蔭文庫」B―三二〇―七)。
- (33) 「帝国大学修史事業継続二関スル請議」(「梧蔭文庫」B―三二〇―九)。「井上毅の教育政策」一〇三二―一〇三三頁。この第二案には勅令案として「史料編纂委員規程」が添付されており、これは修正されてB―三一〇五となる。
- (34) ただし、稲垣氏も「国史完備のための基礎としての史料の整備という段階的な構想」ととらえている(『井上毅の教育政策』一〇三五頁)。
- (35) 「帝国大学修史事業継続二関スル請議」(「梧蔭文庫」B―三二一―四)。「この第三案は、「史料編纂委員規程勅令案」(「梧蔭文庫」B―三二一―〇五)・「史料編纂掛各年度予算」(「梧蔭文庫」B―三二一―〇六)・「史料修正ノ予算」(「梧蔭文庫」B―三二一―七)・「史料編纂費用概算覚書」(「梧蔭文庫」B―三二一―八)などとともに綴られている。
- (36) 「帝国大学修史事業継続二関スル請議」(「梧蔭文庫」B―三二一―七)。「井上毅伝 史料篇」二卷六八四頁。「史料編纂所史料集」四四―四五、一九四―一九五頁。「井上毅の教育政策」一〇三四―一〇三五頁。この第四案には「編纂事業ノ予定」が添付されている。
- (37) 「史料編纂所史料集」四六―四八頁。
- (38) 「井上毅の教育政策」一〇三六頁。
- (39) 久米邦武「余が見たる重野博士」『久米邦武歴史著作集』三卷(吉川弘文館、一九九〇年) 九五―一二〇頁。
- (40) 「史料編纂所史料集」四九頁。
- (41) 「史料編纂所史料集」五五頁。
- (42) 「史料編纂所史料集」八三九―八四〇頁。

- (43) 『史料編纂所史料集』一九六頁。
- (44) 『三上懐旧談』一三〇～一三一頁。
- (45) 『史料編纂所史料集』一九七頁。
- (46) 『三上懐旧談』一五一～一五二、一六三頁。
- (47) 『史学雑誌』一一編五号の彙報欄によると、結局、編纂事業期限が満了した一九〇〇年三月二日時点で、予定の事業の九割が完成したという(『史料編纂所史料集』一九七頁)。
- (48) 『史料編纂所史料集』一九六～一九七頁。
- (49) 『史料編纂所史料集』五〇～五一頁。
- (50) 『史料編纂所史料集』五一頁。
- (51) 『史料編纂所史料集』五二～五三頁。
- (52) 『三上懐旧談』一七五～一七六頁。
- (53) 『史料編纂所史料集』五四～五五頁。
- (54) 『史料編纂所史料集』五五頁。
- (55) 一九〇〇年六月二三日の文科大学教授会で決定した(『史料編纂所史料集』一九八頁)。
- (56) 『史料編纂所史料集』五六～五八頁。
- (57) 『三上懐旧談』八〇頁。
- (58) 『三上懐旧談』二〇八～二〇九頁。
- (59) 『史料編纂所史料集』八四〇～八四一頁。
- (60) 『三上懐旧談』二一八頁。
- (61) 永原慶二『二〇世紀日本の歴史学』(吉川弘文館、二〇〇三年)五六頁。
- (62) 三上参次「田中博士の閲歴」田中義成『南北朝時代史』(講談社、一九七九年)一五頁。
- (63) 田中義成「史学の活用」『国史の片影』(東盛堂、一九二〇年)二五六～二五七頁。
- (64) 『東京大学史料編纂所史料集』八四七～八四九頁。
- (65) 「久米博士の根帳論」『東京朝日新聞』一九二二年二月二〇日。
- (66) 「余が見たる重野博士」『久米邦武歴史著作集』三卷一一二頁。